

## 「各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書」の記載要領

1 この明細書は、連結子法人が、法人税法第81条の25《個別帰属額等の届出》の規定により、各連結事業年度に係る地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額（以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。）の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出してください。

また、この明細書は、連結親法人が、地方法人税法第19条第4項《確定申告》の規定により、同条第1項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用してください。

2 「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」、「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額5」、「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額に加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額6」、「土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」及び「連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額13」の各欄は、令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度にあつては「4.4%又は」を消し、同日前に開始した課税事業年度にあつては「又は10.3%」を消します。

3 「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額（連結法人税個別帰属額届出書「2」×（4.4%又は10.3%））1」は、連結法人税個別帰属額届出書「2」の金額がマイナス(△)である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。

4 「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額5」は、連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除きます。以下同じです。）である連結法人が記載します。

なお、連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあつては、この欄を記載する必

要はありません。

5 「加算調整額8」の外書は、措置法第68条の67第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。この場合において、「加算調整額2」は、この外書として記載した金額を含めて計算します。

(1) 令和元年10月1日以前に開始した課税事業年度  
連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額

(2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度  
連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の10.3に相当する金額

6 「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額12」は、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。

(1) 令和元年10月1日以前に開始した課税事業年度  
連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の100分の4.4に相当する金額

(2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度  
連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の100分の10.3に相当する金額

なお、「12」の外書は、上記(1)又は(2)の区分に応じ、それぞれ連結法人税個別帰属額届出書「13」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4又は100分の10.3に相当する金額を記載します。

(注) 法人税額の計算における「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額」欄（別表一の二の「27」）の外書の金額の100分の4.4又は100分の10.3に相当する金額が、地方法人税額の計算における「この申告による還付金額」欄（別表一の二の「45」）の外書の金額を超える場合には、次により計算した金額を記載します。

(別表一の二の「45」)の外書× $\frac{\text{別表七の二付表一の「24」}}{\text{別表七の二付表一の「26」}}$